



平成 19 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 日立マクセル株式会社
代 表 者 名 執行役社長 角田義人
(コード番号 6810 東証・大証一部)
問 合 せ 先 法務・広報部長 春日義行
(TEL. 03-3515-8283)

欧州委員会の課徴金納付命令について

2007 年 11 月 20 日、欧州委員会は、欧州における一部の放送用ビデオテープに関して、欧州独占禁止法に違反したとして、当社および当社子会社である Maxell Europe Ltd. (本社所在地：英国、ハートフォードシャー州、以下マクセル・ヨーロッパ) に対して 1,440 万ユーロ (約 23 億円) の課徴金の納付を命令しました。

本件に関して、マクセル・ヨーロッパでは 2002 年 5 月に欧州委員会の立ち入り検査を受けており、また、2007 年 3 月 15 日及び 3 月 13 日 (現地時間) に、当社及びマクセル・ヨーロッパは、欧州委員会より異議告知書を受領しています。

当社及びマクセル・ヨーロッパは、異議告知書を受領後、欧州委員会への答弁書提出と口頭補足を行っております。今回の欧州委員会の決定に関しては、今後、内容を精査した上で、適切な対応をとる所存です。

なお、本件に関する業績への影響については、現時点では不明であり、2007 年度の通期業績予想の修正は行いません。

以上